

喉音三行辨と字音仮名遣論

——契沖から大観へ——

松 繁 弘 之*

1. はじめに

本居宣長（1730～1801）は『字音仮字用格』（1776刊）の「字音假字総論」において、契沖、大観、文雄の説を検討してゐる。それを解釈するためには、その諸説を分析しておく必要がある。それによつて、宣長がどのような問題に解決を与へようとしたのかを理解することができ、また、宣長の説を先行の諸学説と対照することもできよう。

本稿では、契沖（1640～1701）の説とその批判者である大観（1710～1735）の説とを分析する。契沖の説については、主として『和字正濫要略』（1698成、以下『要略』）を対象とするが、それを補ふために『和字正濫鈔』（1695刊、以下『正濫鈔』）と『和字正濫通妨鈔』（1697成、以下『通妨鈔』）も検討する。また、大観の説については『喉音仮名三異辨』（1735までに成る、以下『三異辨』）を対象とする。

なほ、『三異辨』の引用は釘貫（2007）の影印による。また、引用に際して表記を改めた場合がある。また、引用末尾に引用開始頁を示す。

2. 契沖

2.1 仮名遣の目的

契沖は『要略』の冒頭において仮名遣の目的を述べてゐる。それは和歌の表記である。

いにしへの人はく、限りあるをもてかぎりなきにつか〔す〕は、あやうからんのみと、人の世にある、おのゝしわざ有り、皆その要につかすはまことにあやうかるへし、かなつかひは俗にもわたる事なから、まさしくは和歌をもてあそふ人の事なり、神珙か反

*人文学部・非常勤講師—日本語学

紐図序に、詩人の鈴鍵といへるにおなし、675

和歌を表記するために仮名遣が重要となるのは、陀羅尼（梵語を訳さずにそのまま唱へる呪文）と同様に、和歌は神仏へ捧げられるものであり、仮名を正しくしなければならないからである。『正濫鈔』に次のやうにある。

陀羅尼を誦ずる者。阿闍梨の伝授を経ずして恣に誦ずれば、声字を誤り。章句を誤りて。効驗なくして却て罪を得る事あり。さるによりて越法とて仏大きに誠しめ給へり。此に准らふるに。和歌は神仏にもたむくる物なれば。殊に仮名をたゞして。ことわりにそむかぬやうにすべし 124

また、和歌は「日本の陀羅尼」であるといふ『沙石集』の説を『正濫鈔』で紹介したうへで、それを拡張し、以呂波の「四十七言」を陀羅尼であると述べてゐる。

沙石集に。和歌は日本の陀羅尼なりといへるは。陀羅尼を此には摠持と翻す。無量の功德を摠攝し。任持する故なり。その中に一字に多義を含む意をもて。短き和歌の。深い意を含むをかくはいへり。委しくは、。和歌につゝらぬさきの四十七言。早く陀羅尼といふへし。114

さらに、和歌を捧げる神仏についていへば、『通妨鈔』において、契沖は天照大神を大日如来の仮の姿であるとする本地垂迹説を述べてゐる。

我国は辺地に似たれと・天照大神、大日の垂迹にして、千載集に、西行上人此事をよまる、続千載集に後宇多法皇御製長歌にも、またあそはせり、此外、釈日本紀等の神道の諸書にも見えたり、遍照金剛両部大教を弘め置きたまへる故・阿字本不生と知らぬ者も・先あいうえをと唱へ出し・根本の伊字を知らぬ者も・先いろはにほへと、いふ、358

このやうに、契沖の仮名遣が通俗的な使用よりも宗教的な使用を主眼とするものであることに注意しなければならない。

ところで、仮名遣を正すための基準を古書の仮名遣とすることは『通妨鈔』に述べられてゐる。つまり、日本最古の著作などは聖經のやうなものであり、その古書においては仮名遣が一定してゐるからである。

今云、儒道は聖人の經によりて賢者伝を造り・後の人、其伝によりて・註疏を撰す。仏法は仏の經によりて・菩薩論を造る。後の人師、彼經論を証として・註疏を造る。……本朝にして仮名の事においては・日本紀、古事記、万葉集等は、聖經のことし。其他の諸史、菅家万葉、延喜式、古今等は賢伝のことし。和名鈔等は漢儒以下の註疏のことし。これらを除ては、和国に書なし。……予十四五年来、右の古書ともを見るに・仮名一同にしてたがはす。古今集等の今の仮名にかけるは・後の人伝写まちゝに・本にも異おほかりければ・昔はまたくよかりけめど・後の人にそこなはれたる事あるへし。353

2.2 仮名遣観

契沖は『要略』において、仮名遣観を次のやうに述べてゐる。

凡此国は、そのかみは和語のみありて、真名もなく音もなし、五十音は自然の音なれば、神世は更にもいはす、人の世となりても、面々におのつから知てこそいひけめ、其後文字わたりて後、和語の義に隨て、伊為等の音をもつかひわけ、真名をもこれかれと配当せるなり、たとへば、大の字の仮名、遠遠とも、遠保、遠於とも、於々、於遠とかききたるとも、いにしへにしたかひてきこそかくへきに、於保とのみかける故あるへけれど、誰か今その故を知らん、知らねとも昔に隨ひて書来れり、神武天皇の御歌に、於費異之とあるを、古事記には於斐之とあり、日本紀の自注に、大石とあれば、いにしへよりほとひとをかよはせるなり、よろつのかきやう、これになすらふへし、676

これは次の三つの点において捉へることができる。第一に、五十音の自然性である。漢字が導入される以前の和語には自然の音として五十音が存在したと考へてゐることである。また、「いゐ・えゑ・をを」は同じ音として聞こえてゐたが無意識に區別できるのは、文法を無意識に習得してゐることと同じであると考へてゐる。『通妨鈔』に次のやうに述べてゐる。

いゐえゑををこそ、初より同しう聞ゆれと、いにしへの人は、それたにおつからわきまへてたかへさらはにや、注せる物なし、たとへは、むかしも歌よみに上手と見えぬも有て、歌合などに不可思議の事ともよみて難せられたるはあれと、ひとりもてにをはを知らぬはなかりければ、よみ損せず、又此詞をは何といふ文字にてうくるそ、なとをしへたる事もなかりしを、今はてにをはをたしかに知人いとすくなきかことし、340

第二に、仮名遣が意味の區別に基づいてゐることである。漢字が導入されてからは和語の意味に基づいて漢字と仮名（万葉仮名）が使ひ分けられるやうになつたと考へてゐる。したがつて、仮名を誤ると意味を誤ることになる。『通妨鈔』の冒頭に次のやうに述べてゐる。

此通妨抄を出す故は・さきに和字正濫抄五巻を選ひて・古書ともを引証して・仮名のまきはしきを正す。これ、中世以来、仮名をいるかせにして・義もまた隨ひて誤まる事見ゆる故なり。委しくは彼にいふかことし。391

第三に、仮名遣の正統性である。古来の仮名遣を正統なものとして、それを継承することが必要であると考へてゐる。『通妨鈔』にも次のやうに述べてゐる。

今云、仮名は和語の義によりて、かくことなり。然れとも、其義ほのゝにしらるゝも有。かつてしられぬもあり。知らるゝも知られぬも・皆古賢のかゝれたるに任せて書をよしとす。394

2.3 仮名遣の要点

このような仮名遣観に基づく『要略』の執筆の目的については、和歌に用ゐられる言葉の

うち、仮名遣の誤りやすいものや迷いやすいものを選び、古書によつて用例を示すことであると述べてゐる。

これよりして、今歌書用る言の中について、常に人のまかへぬをはおきて、あるひは昔よりあやまり、あるひは今の人のまとひやすきをえりて、和字正濫要略となつく、古書を引て証とする事は私なき事を顕はせり、675

そして、和語の仮名遣の混同されるものとして、具体的に次の四つを示してゐる。

まさしく仮名のまきるゝは、五十音の中に、あいうえを、やいゆえよ、わゐうゑお、此三行のうちを出す、いろはには、此中にいえうの三音をはふかれて、残る十二字のうち、いゐえゑをおの三対六字、これ用ゐわくへき字なり、其外は、はひふへほの中下にありて、わいうえをと聞ゆる音便、また、あふり障泥、あふひ葵、等のふのをのやうに聞え、うまれ生、うまれ埋、等のむにまきるゝなど、すこし心をつくれは知やすき事なり 676

要するに、次の四つである。①は字音仮名遣においても重要である。

- ①ア・ヤ・ワの三行の仮名
- ②八行が音便によつて「わいうえを」のやうに聞こえるもの
- ③「ふ」が「を」のやうに聞こえるもの
- ④「う」が「む」のやうに聞こえるもの

2.4 契沖による先行研究批判

契沖は先行する三つの仮名遣論を取り上げて批判してゐる。明魏の説と、橘成員の説と、行阿の説である。以下、それを検討する。

(1) 福井(1939)の解題によれば、明魏の説とされる『仙源抄』の仮名遣についての記述はそれが明魏ではなく、長慶天皇によるものであることが分かる。

仙源抄は源氏物語中の主要な語句を摘出し、いろは順に列ね註釈を加へたもので、源氏物語辞典として最も古く、他に類書のなかつたもので、その作者は花山院大納言長親の撰のやうに考へられてゐたが、吉野朝の長慶天皇の御撰であることが明かになった。始は別に題名もなかつたらしく、阿波文庫蔵耕雲（長親の法号）本の奥書に仙源抄とあるは恐らくは仙洞の源氏抄といふ意で耕雲が題したものであらう。……本書には数種の伝本があつて、書写年代の明記された古いものは応永三年如月に耕雲山〔散〕人明魏の仮名の跋を加へたもの、長慶天皇の皇子の漢文の跋を加へたもの等があり、その成立は弘和歌の初年云々の奥書のある本の如く、その頃仙洞での御撰であらう。……圓珠庵契沖はこの跋文などよりも示唆を受け、また古典の研究により歴史的仮名遣を唱へるに至つたとも考へられる。6

ただし、契沖がそれを明魏が唱へた説であるとししか知らないことは『通妨鈔』の次の記述によつて分かる。

明巍法師は、すてにかなもしつかひをやふりて、いゐ、をお、えゑの類、みなひとつに書へしといへり、延政門院の御歌は、まことにしかなり、明巍法師の説は、何にあるにか知らねと、大きに誤れり、326

したがつて、仮名遣を無用であるとする通説の代表として明巍の説を批判してゐるといへる。

契沖は、『要略』において、このような説を唱道する者を盲目の指導者であると批判する。

昔明巍法師といふ人は、かなもしつかひをやふりて、いゐをおえゑの類、みなひとつにかくへしと申されけるよし、或物にいへり、……黄口さきたちて飛へは、群雀しけきあみにかゝり、清盲すゝみてみちひけは、衆賢ふかきあなにおつ、明巍はめしひのみちのしるへするにことならず、675

その理由として二つのことを挙げてゐる。一つは、同じ文字なき歌の存在である。仮名遣を無視すると、同じ文字なき歌が同じ文字ある歌になるからである。

新勅撰におなしもしなき歌

逢ことよ今はかきりのたひなれや行すゑしらてむねそもえける
えゑを混せは、此歌おなしもしある歌となるへし、又古今には、よのうきめ見えぬ山ちへいらんにはといふを、同じもしなき歌とす、えとへと音便おなし、かきたかへたらは、かたはなる事も出来へし、675

もう一つは、兄弟の名前である。大小の意味に対応してゐる、おとをの仮名遣を無視すると、兄弟を区別することができなくなるからである。

億才計王、弘ヲ計王は、兄弟にておはします、億計王は兄なれとも、後に位につかせ給ひて仁賢天皇と申す、弘計王は顕宗天皇也、古事記には、意祁王、袁祁王とかゝれたり、億意はともに仮名お、弘袁はともにをなり、億は大の義、弘は小なるへし、計は何の義といふ事、いまた知らず、もしをおを混せは、此御中いつれ御兄、いつれ御弟とわかつことあたはさるへし、675

なほ、『仙源抄』の跋文には、次のやうに、定家の仮名遣は基準が不明確であるが改めないことが述べられてゐる。したがつて、契沖が批判する通説のやうに、「いゐ、をお、えゑの類」の区別を無視して、同一の仮名で表記すべきであると主張してはゐない。

定家かきたる物にも 緒の音を 尾の音お などさためたれば 音につきてきたすへきかと聞えたり しかれとも その定たる所〔の〕四声にかなはず 又一字に儀なければ そのもし其訓にかなふへしといひかたし 音にもあらず 儀にもあらず いつれの篇に付てさためたるにか おほつかなし 然れ共 にはかに此つかへをあらたむへきにあらず 又ひとへに是を信せば音儀に叶へからざるによりて 此一帖には文字つかひをさたせず かつは先達の所為をさみするに似たりといへとも 音に通せむものは をのつからこの心をわきまへしれとなり 67

(2) 橘成員は仮名遣を漢字の四声(平声・上声・去声・入声)によつて定めるべきであるとする。『倭字古今通例全書』(上巻)に「仮名の法ハ平上去入の四声にしたがひてさだまり有」(25頁)

とある。これに対して、契沖は『要略』において、そのような説には根拠がないと批判する。

又ちかきころの人、かなの事はつやゝしらぬか、しひて真名の四声によるへしといふあり、これいはれなき事なり、675

『要略』には批判の理由が述べられてみないが、『通妨鈔』には中国語の四声が日本語の字音に適用されない理由として、入声が日本語に存在しないこと、平上去の三声が区別されずに用みられること、を挙げてゐる。

背面かいはいく、仮名の法は、平上去入の四声に随ひて定まりぬ、今云、これ笑ふへき事なり、先和語は訓のみにして音なければ、只平上去の三声はあれとも、それも只音便にして、字の三声に預らす、況入声は下に必ふつくちきの字そひて、仮名二三字あはせされはなき音なる故に、一字一音の和語に、ひとつもあることなし、これによりて、平声の字を借ても、上声去声にも用、上去の字を借て、平声にも用、末吉等の入声の字、和訓の字までも借て三声に通して用るに、かゝはる所なし、もろこしの字定まり、音定まれるには、更に同しからぬ物を、知らぬ事を知かほに、事々しくいひなして、なんそ初学をまとはすや 333

(3) 行阿の説は仮名遣は音の輕重に基づくといふものである。ただし、行阿自身が『仮名文字遣』においてそれを明示的に述べてゐるわけではない。契沖が「行阿の意」を「推量」した説である。『通妨鈔』において次のやうに批判してゐる。

行阿の意、をおを用るに、音の輕重によりて用分へしと思はれたるか、手折たをる、折おる、小桶こをけ、桶おけ、み山下風みやまをろし、山下風やまおろし、防己あをかつら、青羽山あおはのやま、此たくひに、おなし事をわかたれたり、凡上声はかろく、平声去声はおもしと思はれけるかとおほえたり、其故を釈せされは、その心知かたしといへとも、若、推量のことくならは、証とするにたらぬ誤なり、一種の詞も音便に随て転ず、転するに随て仮名をも転せは、四十七字に各平上去を分て、百四十一文字あるへし、たとひまきるゝ音なき字をはおくとも、いゐえゑをおに三声をわかたは、十八字あるへし、たとひ文字をかへすとも、をおのみならず、いゐをもえゑをも輕重に随ひて書かふへき理なるを、只をおにのみいへるは、あに偏曲にあらずや、332

要するに、音の輕重は「音便」によつて変化するが、それによつて仮名を変化させてはならないと批判してゐる。

(4) 以上をまとめると表1になる。

表1：契沖による先行研究批判

	先行の仮名遣論	契沖による批判
明魏	仮名は区別しなくてよい。	仮名は意味により区別しなければならない。
橘成員	仮名は漢字の四声に基づく。	和語に漢字の四声は不要である。
行阿	仮名は音の輕重に基づく。	音の輕重によつて仮名を変化させてはならない。

2.5 五十音と仮名

以上、契沖の仮名遣観を検討したが、次に仮名遣論の基礎となる音声と文字についての理論を検討する。

(1) 契沖は悉曇学を援用して仮名遣を説明する。『正濫鈔』において、仮名遣を説明する前提として、和語と梵語とが類似してゐることを述べてゐる。

仮名の様を知らむと思はゞ。先声の出る初めの様を知へし。もろこしの韻学は、すべて知侍らず。天竺の悉曇も。わづかに梵字をかくやうを習ひたるばかりにて。はかゞしきこと事は知侍らねど。此国は天竺には遠ながら。声はかへりて能通じ。もろこしには。見一花見一月など、先用をいひて、後に体をいふを。こゝには花を見る月を見るとやうに、先体よりいひ、しかかくさまも。天竺に似たれば。是によりてだに。おろゝ、心得侍るやうを申べし。113

契沖は上述したやうに、『要略』において、漢字が導入される以前については、五十音が自然の音として存在してゐたと想定する。そして、『通妨鈔』において、文字の歴史を次のやうに説明してゐる。まづ、応神天皇の時代に真名仮名が成立したと考へてゐる。真名仮名には音仮名と訓仮名があり、音仮名には呉音によるものと漢音によるものとがあると述べてゐる。

本朝昔は和語の音のみありて、字なかりき、神伝へ聖り承て人民に至るまで、おのつから其心を得たるか上に、すなほにして事もすくなかりしかは、心におほえ口つからいひてたりけらし、応神天皇の御世に至りて、百済国の阿直岐といふ人来れり、博士なり、これに、いましか国に、猶いましよりまされる博士ありやと勅問ありしかは、王仁と申者すくれたる由奏しければ、やかて御使を立たれて召さる、実に天皇の御宇十六年に王仁まうてたり、これより漸ゝに学ひて、文字に通せるより、かなたの音とこなたの訓とを合せて、意得て音訓打ましへて、真名仮名さまゝにかきなせり、古き物には、日本紀、古事記、先代旧事本記、万葉集、これらを見て知るへし、其中に、古事記は仮名にはひたすら音を用て、以上幾字以音なと注せらる、皆やすらかなる音なり、日本紀には、むつかしき字なと用て、音も呉漢相半なり、又清濁をも混して用らる、其中に、苦ト、跡ト、津ツ、此三字は、和訓を仮名に用たまへり、万葉の仮名は和漢半交ふるのみならず、義訓等無窮の事有 325

そして、片仮名は吉備真備（695～775）の作ではないと考へてゐる。片仮名の字数が平仮名と同じく47字だからである。吉備真備の作であれば、50字ある筈だからである。字数が同じであるのは、空海（774～835）が以呂波を作り、それを片仮名と平仮名によつて表記したからである。また、以呂波によつて五十音を表記すると同字が三つ存在する。

片仮名を吉備公作といふ事、信しかたし、其故は、字数ひら仮名におなし、以呂波を兩種に弘法大師のしたまへるにや、片仮名もし吉備公ならば、以呂波のことくにはあらて、

打ちはなちてかゝれたる歟 325

又五十音は悉曇より出、吉備公の定むるにあらず、其故は梵字は各別にあり、片仮名は四十七字のみある故に、イウエの三字に同字あり、これにていろはにて五十音をかく故也 336

したがって、五十音といふ場合は、梵字の五十音と以呂波の五十音とがあり、梵字の五十音が以呂波の五十音に先行して成立したと契沖は考へてゐるのである。

そして、仮名の成立によつて、和語も字音も自由に表記することが可能となつたと『要略』において述べてゐる。

以呂波といふ物出来て後、四十七字もて和語はいふにをよはす、音をも無窮にかくにさはる事なし、音をかくは仮名は同しくて、字のかたにて平上去入を分つなり、かなたの四声の字をかり、こなたの和訓の字をあはせて、無窮に転受して用るなり、676

これはその冒頭の一節に対応してゐる。

いにしへの人いはく、限りあるをもてかきりなきにつか〔す〕は、あやうからんのみと、人の世にある、おのゝしわざ有り、皆その要につかすはまことにあやうかるへし、675

即ち、無限を有限によつて代表するといふことである。譬へれば、0から9の有限な数字によつて無限の数を表現するやうなものである。

(2) まづ、梵字の五十音について検討する。契沖は『正濫鈔』において、それがどのやうに形成されるかについて説明してゐる。要するに、日本語に適するやうに「同音濁音を除て要を取」といふことである。

梵字の字を悉曇といふ。悉曇は梵語、此には成就と翻す。是に依て世間出世間の一切の事を成就すればなり。其字母四十七字あり。初に十二字あり。摩多の字といふ。摩多、此には母と翻す。又点画とも韻ともいふといへり。和語のために其要を取れば、あいうえをの五字なり。次に三十五字あり。体文といふ。此中に。初に五類声とて、二十五字あり。次に遍口声とも満口声ともいひて、十字あり。同音濁音を除て要を取に、かざたなはまやらわの九字なり、さきの五字に合せて、十四音あり。涅槃經文字品に。善男子有十四音、名為字義と説かせ給へるに付きて。和漢の諸師、異義まちゝなる中に。信範法師といふ人。今の十四音なりといふ。さもありぬへき事なり。115

まづ、梵字には母音に相当する字が12字あり、摩多といふ。悉曇学の師である浄厳（1639～1702）の『悉曇三密鈔』によつて、摩多の音訳漢字を示せば表2になる（音価は辻（1974）による）。表2のやうに、中国語では摩多の短音と長音とが区別されないため、同じ漢字によつて音写される。日本語には長音と閉音節は不要であり、①から⑤の5字を取る。

なほ、辻（1974）によれば、④と⑤は短母音ではない。

e, ai, o, au の中、e と o とはそれぞれ単純にエーおよびオーと発音され、ai と au とはそれぞれアイおよびアウと発音される。Skt. には短音エとオとは存在しない。しかし、e,

表 2：摩多

①阿 a ア	②伊 i イ	③甌 u ヲウ	④藹 e エイ	⑤奥 o ヲ
阿 ā ア	伊 ī イ	甌 ū ヲウ	藹 ai アイ	奥 au アウ
暗 am アン	痾 ah アゝ			

o は起原的にはそれぞれ ai, au であり, ai, au は元来 āi, āu であった。この事実は Skt. 文法を理解するために極めて重要であり, e, o が二重母音と呼ばれる理由である。6
契沖もえとをが二重母音のやうに発音することを『正濫鈔』で説明してゐるが、音価が異なる。なほ、契沖はア行を「あいうえを」、ワ行を「わゐうゑお」と考へてゐる。

いはあの声、舌に触て転じたる声なり。梵文に、伊字を根本の義といふ故は。草木の種を蒔く。それより初て根を生ずるごとく。阿の声初て転ずる故なり。うは唇に触て転ず。えはいより生ず。えといふ時。舌に触て。最初に微隠なるいの音そひて。いえといはる。をはうより生ずる故に。初に微隠なるうの音をそひて。唇に触て、うをとはいはる。此二字も功を初にゆづれば。阿より生ずるなり。116

次に、梵字には子音に相当する字（より正確にいへば「子音＋ア」）が35字あり、それを体文といふ。それは更に、「五類声」と「遍口声」とに区分される。「五類声」は25字あり、それは発音部位によつて区別されてゐる。同様に、音訳漢字を示せば表3になる（発音方法は辻（1974）による）。中国語では有声無気音と有声有気音とが区別されないため、同じ漢字によつて音写される。日本語には舌音と、有気音・有声音と、鼻音の一部も不要であり、①から⑥の字を取る。

また、「遍口声」は10字ある。同様に、音訳漢字を示せば表4になる。日本語で必要となる

表 3：五類声

	無声無気音	無声有気音	有声無気音	有声有気音	鼻音（有声）
牙声	①迦カ	佉カ	伽ガ	伽ガ	哦ガ
齒声	②者サ	車サ	社ザ	社ザ	若サ
舌声	吒タ	佗タ	茶ダ	茶ダ	拏ダ
喉声	③多タ	他タ	陀ダ	陀ダ	④那ナ
唇声	⑤波ハ	頗ハ	婆バ	婆バ	⑥麼マ

表 4：遍口声

⑦也イヤ	囉アラ	⑧羅ラ	⑨嚩バ/ワ	奢サ
沙サ	娑サ	訶カ	濫ラン	叉サ

⑦から⑨の字を取る。

以上、梵字 47 字（摩多 12 字、五類声 25 字、遍口声 10 字）から、日本語で必要となる 14 字（摩多 5 字、五類声 6 字、遍口声 3 字）を取った。さらに、日本語ではこの 14 字に、摩多②から⑤と体文①から⑨とによつて成立する 36 字を加へて 50 字となる。

梵文の法は。摩多の字を省して体文の字に加ふ。省するやう漢字の三水等のごとし。迦に伊を加ふれば枳となり。字を加ふれば俱となり。曳を加ふれば計となり。遠を加ふれば古となる。迦伊反枳。迦字反俱。迦曳反計。迦遠反古なり。枳を引けば伊となり。俱を引けば字となり。計を引けば曳となり。古を引けば遠となりて。韻皆摩多の声に帰る故。点画すなはち韻なり。さたな等に加ふる事も右におなし。よりて四九三十六音を生して。都合五十音なり。117

なほ、契沖は『正濫鈔』において、梵字を模倣した仮名の五十音図を作成してゐる。また、梵字 47 字と以呂波の字数とが一致することを次のやうに述べてゐる。

其上悉曇字母の数に叶ひたる仮名をもて。たらぬ事なく。あまる事なく。世間浅近の無常より。出世深遠の玄理を次第に述る事。おぼろけの人のしわざにあらず。127

(3) 梵字の五十音は以上のやうにして成立したのであるが、次に契沖が以呂波の五十音におけるア行・ヤ行・ワ行（喉音三行）をどのやうに把握してゐるかを検討する。なぜなら、上述したやうに「いゐえゑをおの三対六字、これ用ゐわくへき字なり」と述べてをり、また、『通妨鈔』においても、喉音三行について次のやうに述べてゐるからである。

五十音の中に、まさしきかなつかひのまかふ字は、此三行の中に皆あり、まさしくは、第二に、いゐの三字、第三に、うゐの二字、第四に、えゑの三字、第五に、をおの二字、以上十字、上中下に有て、皆まかふ字なり、されとも、いろはには、第一行と第二行とのいゑと、第一行と第三行とのう、此三字を通したれば、まかふ字は只六字なり
369

そこで、『正濫鈔』の「いろは字体」（122 頁）と「片仮名字体」（124 頁）の記述から、喉音三行を整理すると表 5 のやうになる（*は異字体、【】は JIS 以外の漢字のため引用せず）。なほ、『通妨鈔』に、以呂波の仮名は『万葉集』によつて確立したと述べてゐる。

以呂波の字、其外今もさまゝ用る仮名、皆万葉を出す。たゝへの一ものみ、以呂波に初て出たる歟。世にあるふるき文に見えぬなり 351

また、『通妨鈔』に「和語は呉音を用」（369 頁）と述べてゐるやうに、仮名の字源の音は呉音である。

以下、喉音三行における同字（い・う・え）と異字（いゐ・えゑ・をお）とを検討する。

(4) まづ、同字のいといつては、『通妨鈔』において次のやうに説明してゐる。

あいうえを、此五音は本音なり、やいゆえよ、わゐうゑお、これは末音なり、やの下のいは、やを父とし、あの下のいを母として、也以切、以となる、ゐもまた、わを父とし、いを母として、わいの切、ゐとなる故に、共に末なり、梵語によりて委しくわかたは、伊は

表 5：以呂波の五十音における喉音三行の字源と反切

十	六	かな	字源	反切	注	カナ	字源・注
—	—	あ	安あん	於寒切	呉漢同音ノ略	ア	阿
—	—	や	也いや	余者切	呉漢同	ヤ	也
—	—	わ	和わ	胡戈切	呉音	ワ	曰歟。和歟。或作禾和也
① ②	①	い	以い	余止切	呉漢同音	イ	伊
③	②	ゐ	為ゐ	于偽切	呉漢同	ヰ	如字。全。訓
④ ⑤	—	う	字う	于甫切	呉漢同シ	ウ	字
—	—	ゆ	由ゆう	弋周切	呉音ノ略	ユ	【 】略
⑥ ⑦	③	え	江え	(和訓)	万葉集等多用	エ	江。訓
⑧	④	ゑ	恵ゑ	玄桂切	呉音	ヱ	*本朝古書多数慧作*
⑨	⑤	を	遠をん	于阮切	呉音略	ヲ	乎
—	—	よ	与よ	余挙切	呉漢同	ヨ	與。或作*。与也
⑩	⑥	お	於お	央閭切	呉音	オ	*。古筆多於作*

於脂切にて、あの下の字 以は、余志切にて、やの下の子なり、されとも、やは喉音の中の舌音にて、喉音の中の唇音ゐよりも軽く、中なる声なれば、通用するか、既に片仮名には、伊を用、草仮名には以を用たり、又玉篇に、一は於逸切なるに、韻会には、益悉切とす、益は呉音やくなれば、やいゆえよのえきなり、しかるに、玉篇に、於亦切とし、韻会に、伊昔切とすれば、於と伊とによるに、あ行の字也、然れば、もろこしにも、あやの二行のい、え、は、通用するなるへし 337

即ち、ア行とヤ行のいは梵字の五十音では別の音であるが、ア行とヤ行のいは音が似てゐるので通用する。伊はア行の字であり、以はヤ行の字である。伊はア行の片仮名の字源であり、同時に片仮名のヤ行の字にも用ゐられる。また、以はヤ行の平仮名の字源であり、同時に平仮名のア行の字にも用ゐられる。また、中国語においてもア行とヤ行のいといえは通用してゐる。即ち、表6になる。

次に、同字のうについては、『通妨鈔』において次のやうに説明してゐる。

【 】ウ於于切、𪛗ウ同上、【 】オク于目切 於于切は阿行の字歟、されとも威於韋切、これ、いにあらずして、ゐなる時は、和行の字歟、凡烏臨塢、これら、をうの音に用れと、呉音歟、三五相通歟、まさしくは、をなり、其外、于羽等のうの音の字は・皆和行の字なれば・本朝もことわり通して・和行のうにして・阿行には借り用る故・一ツのみ有歟、又漢音には、奥のおはなき歟、韻書を委は見ねど・見当る中に、【 】オク于目切これおくなり、

表 6：字音のア行・ヤ行

字音	行	『玉篇』	『韻会』
一いち	ア行・ヤ行	於逸切 ア行	益悉切 ヤ行
益やく・えき	ヤ行	於亦切 ア行	伊昔切 ア行

但字彙には余六切，音育イク，鬼貌といへり，これは也行のいくなり，かゝれは全なき歟 342

即ち，うはア行かワ行か不明である。梵字の五十音ではウにヲウやヲの音訳漢字が用いられるのでア行であるが，真名仮名はすべてワ行のウの字である。以呂波の五十音では平仮名も片仮名も字源が宇（ワ行）であるから，ワ行のうをア行のうに通用させてゐるといへる。

ただし，字の通用によつて差別がなくなつたわけではなく，活用などによる差別があると考へてゐる。『通妨抄』に次のやうにある。

此い，以呂波にては，一ツのみあれば，差別なけれど・五十音に付ていへは，差別あり。たとひ，いろはに付ても用る所の意には差別あり。片仮名のイは伊を取れり。伊は於ヲ脂切。あの下の子なれば・音の下のいはこれなり，以は余止切にて，やの下の子なれば，以呂波にていへは，通するを借用るなり，又訓にても，魚をいを，うをとといふ時・うに通ふいなれば・これもあの下なり，おい老，くい悔，これらは，おい，おゆ，くい，くゆ，くやむ，くゆなと通すれば，やの下の子，いなり，片仮名にていへは，イは通する方に借なり，340

また，『要略』において字音の仮名にア行のいが用ゐられると説明してゐる。

音の下に付きたるいは伊なれば，あいうえをの中のいへの通ひなり，やいゆえよの中にてかよへるにはあらず，いろはに付てはかはらねと，五十音の通ふことわり，かくのことし 722

(5) 上述したやうに異字である「いゐ，えゑ，をゑ」について，契沖は，「初より同しう聞えてゐたと想定してゐる。しかし，『通妨抄』において字音では音が別であり，同字のやうに通用させてはならないと説明してゐる。

今云，和語は只四十七音にて無窮の音に用，其字，平上去入の四声，和訓までを用，更に韻書を用る事なし，但以余止切，為于偽切，これをはわかちて用るは，もとより字別なる故なり，定家卿同しもしなき歌に，末すゑ，燃もえを一首によみたれと，取られたるに准らへて知へし，遊仙窟に困碁を違期にそへたるも，困違ともに音ゐなる故なり，もし一ツはい，一ツはゐならば，音別なれば，そふへからず，337

(6) ここで一つ問題がある。遠と於の行の所属についてである。契沖はア行を「あいうえを」，ワ行を「わゐうゑお」と考へてゐる。上述したやうに，「を」と「お」の字源である遠と於の字音は呉音である。遠は『正濫鈔（自筆稿本甲本）』において，漢音では「ゑん」であり，

ワ行であると説明してゐる。

遠^{于阮切}、これは漢音^{ゑん}なれば、呉音は隣近に通せは、お^んなるへきにや、されと万葉等にもいろはのこ^とく用たり、287

一方、『通妨鈔』において、漢音には「お」が存在しないと述べてゐる。

凡漢音には、お^んの音なし、陰隱等の字をお^んとよむは皆呉音なり、を^のの字最初に微隱なるうの声を帶する故に、真言家の声明に、四智讃の初の唵の字をウヲノ中音といふ、346

したがつて、漢音では於^は「お」（ワ行）ではないことになる。『要略』において、於^のの漢音が「を」（ア行）であると説明してゐる。

玉篇に因^は於^{人切}、於^は漢音、初の^をナル故に、またく^{ゐん}にあらず。安^{於寒切}、伊^{於脂切}、一^{於逸切}、これらに引合せて、い^んなる事を決すへし 685

つまり、「遠」と「於」の行の所属は、呉音と漢音で逆になるのである。

遠の字音：呉音を（ア行）、漢音^{ゑん}（ワ行）

於の字音：呉音^お（ワ行）、漢音を（ア行）

2.6 字音仮名遣：声

以上、和語の仮名遣論を検討してきた。次に、字音仮名遣論を検討する。中国語の漢字音は一音節である。詩の押韻のための辞書である韻書では、漢字音を音節の初めの子音（声）とそれ以外（韻）とに分け、韻を中心にして分類する。ある漢字の発音を表示するには、声を表す漢字（切字）と韻を表す漢字（韻字）を上下に組合せて表示する。それを反切といふ。

以下、契沖の字音仮名遣論を声と韻とに分けて検討する。

(1) 契沖は『要略』において切字によつて喉音三行を区別することができると述べ、その切字を列挙してゐる。ただし、機械的に適用するのではなく、「古書の仮名」に従ふ必要があると述べてゐる。

字を反すに、二字にて反す、上を切字、下を韻字といふ、下の韻字にて平上去入は定まれと、和語にかく時、それは用なし、上の字にてい^ゐ等をわかつなり、汪ノ切、一ノ切、乙ノ切、伊ノ切、烏ノ切、於ノ切などあるは、皆あ^いうえ^をの字也 羊ノ切、以ノ切、夷ノ切、兪ノ切、庾ノ切、亦ノ切、余ノ切、与ノ切、欲ノ切、弋ノ切、餘ノ切、これらはや^いゆえ^よの字なり、王ノ切、為ノ切、韋ノ切、于ノ切、雲ノ切、禹ノ切、羽ノ切、これらはわ^ゐうゑ^おの字也、これをもて古書の仮名にしたかは、みつから仮名のこゝろを得へし 677

要するに、表7になる。

また、契沖が挙げてゐる喉音三行の字音の反切例を整理して一覧すれば表8のやうになる。そして、表7と表8を比較し、反切の使用例が示されてゐる切字と使用例だけが示されてゐる

表7：反切上字

ア行の切字	汪一乙伊烏於
ヤ行の切字	羊以夷兪庾亦余與欲弋餘
ワ行の切字	王為韋于雲禹羽

表8：『要略』における喉音三行の反切例

項目	仮名	反切	注
因幡	〔あん〕	安 於寒切	――
印南野	いん	印 伊刃切	――
因幡	〔い〕	伊 於脂切	――
因幡	〔いち〕	一 於逸切	――
因幡	いん	因 於人切	於は漢音，初のをなる故に，またくゐんにあらず。
纓	えい	纓 於盈切	――
花宴	えむ	宴 於見切	――
鬼	漢音いん 呉音おん	隱 於謹切	――
陰陽師	呉音おん	陰 於今切	――
引佐	いん	引 余忍切 以振切	以は余止切なれば，いろはに付ていへは，上の因もこれもおなし仮名なれと，因はあいうえをの伊，引は，やいゆえよの以無イムなり
逍遙	えう	遙 翼招切	――
忌部	ゐ	為 于偽切	わゐのゐにして，やいのいに叶はぬ事
院	ゐん	院 王眷切	ゐん，二四相通歟，呉音歟
韻	ゐん	韻 為鎮切	源氏に，たんゐん，又ゐんふたき
会	ゑ	会 胡外切	今は呉音なり
絵	ゑ	絵 胡檜切	此呉音をもて和名とす
詠	ゑい	詠 為命切	漢音なり，呉音はゐやうとなりて，やうなり
榮華	ゑい	榮 為明切	――
垣下座	ゑん	垣 禹煩切	音わん，呉音にて反せは，おんなり，よりて律家にはおんとよめり，ゑんと用故，人に尋へし
円座	ゑん	円 為奉切	――

る切字を一覧すると表9になる。

(2) さて，表9を解釈するためには反切についての知識が必要である。そこで，藤堂・小林(1971)を参考にする。『韻鏡』によつて知ることができる宋・唐・明の時代の声は36あり，「三十六字母」と呼ばれる。しかし，それは『切韻』や『広韻』によつて知ることができる隋・

表 9：喉音三行の切字とその反切例の比較

	例があるもの	例がないもの	例にだけあるもの
ア行の切字	伊於	汪一乙鳥	——
ヤ行の切字	以余	羊夷兪庾亦与欲弋餘	翼
ワ行の切字	王為于禹	韋雲羽	胡

唐の時代の声と異なる。

漢語の声母を表示するため、たとえば k を「見母」で示し、t を「端母」で表わすというように、すべての声母について特定の字母をきめるという考えはすでに唐末の守温〈韻学残卷〉（敦煌出土）の中に、その萌芽が見えている。宋の時代になって、その字母が習慣上ほぼ固定して来て、三十六個の字母で当時の漢語の声母を表わすようになった。これを「三十六字母」という。〈韻鏡〉の図式の巻頭に、この三十六字母を各欄に配当した表がのっている。17

……、それは宋元明時代の漢語の声母を代表するにはまず適当であつたろうが、これでもって〈切韻〉〈広韻〉の表わす中古の漢語（隋唐の漢語）の声母を表わそうとすると、あちこちに不都合が現われてくる。17

したがつて、『韻鏡』を『広韻』と対応させようとする、三つの修正が必要であり、特に喉音に関しては『広韻』では二種類の声が区別される。

いま〈広韻〉の反切を詳細に分類すると、

- (1) 軽唇音（以下、省略）
- (2) 齒上音（以下、省略）
- (3) 喉音のうち、「三十六字母」で「喻母」とされたものは、じつは反切の上では明白に二種に分かれる。

三等に現われるもの——于母 q

四等に現われるもの——喻母 j

の三点の修正が必要であることがわかってくる。18

以上を前提として、『広韻』における喉音の音価と切字をまとめ、契沖の切字と対照すると表 10 になる。なほ、下線は「五回以上反切につかわれているもの」（19 頁）である。

>

(3) これによつて解釈する。まづ、契沖の切字の分類は『広韻』の切字の分類に対応してゐる。即ち、ア行の切字は影母に、ヤ行の切字は喻母に、ワ行の切字は于母に、それぞれ対応してゐる。また、契沖の切字は漢音の切字である。さらに、契沖は『広韻』で「五回以上」反切に用ゐられる切字を挙げてゐるといへる。

なほ、『広韻』の切字にない契沖の切字（《 》を付す）である汪と禹について反切を調べると、汪は烏光切、禹は王矩切である。したがつて、それぞれ同じ字母に属してゐるといへる。

表 10：『広韻』における喉音の切字と契沖の切字

字母	音価の説明	『広韻』の切字	契沖の切字
影母	・ 漢音でア行 ・ 喉門閉鎖音＝喉をしめて、カウ咳をするときの音	烏乙安一烟鶯愛哀握委 於衣伊央紆憶依憂謁挹	《汪》一乙伊烏於
曉母	・ h 無声マサツ音（濁音の h）	呼火荒虎海呵馨花許虛 香況興休喜朽義	——
匣母	・ f 有声マサツ音	胡戸下侯何黃乎獲懷	胡
喻母（四等）	・ 漢音でヤ行 ・ 半母音イ	以羊余餘与弋夷予翼營 移悅	羊以夷兪余与弋餘 翼
于母（三等）	・ 半母音のゆるんだキ	于王雨為羽云永有雲筠 遠韋洧榮	王為王雲《禹》羽

また、匣母に属する胡は、藤堂（1980）によれば呉音と漢音とで字音が異なることが理解でき、契沖が「呉音なり」と説明してゐることも理解できる。

ところでおそらく六朝時代にも、このような方言的な差異がすでに存在していたらしい。たとえば「匣」母合口の字は呉音と漢音とで訳し方が違うのである。

例：

〈呉音〉「和」ワ 「会」エ 「廻」エ 「恵」エ……………ワ行

〈漢音〉「和」クワ 「会」クワイ 「廻」クワイ 「恵」クエイ、ケイ……カ行

思うに呉音の源となった六朝音では「和」[fua]であつたために、日本人はそれをワ行に入れたが、漢音の源となった北方長安の音では「和」[xua]（または[yua]）という舌根マサツ音であつたため、奈良・平安朝の学者はそれをカ行に訳したのにちがいない。してみると今日の北方と南方とにみられるようなまりの違いが、すでに中古にも存在したわけである。189

ところで、以上の解釈は『広韻』の切字と『玉篇』の切字が類似してゐることを前提する。契沖が引用する反切は『玉篇』のものであり、『広韻』のものではないからである。契沖が多く引用する『和名類聚抄』は、大島（1997）によれば『玉篇』と『切韻』（『広韻』の原本）とに基づいて編まれた辞書であるといふ。

そしてこの書は、単に中国のみならず、日本や朝鮮においても重用された。先述したように、原本の古写本が日本に残存しているということは、この書が古く奈良時代初期には将来され、流行したことの証左でもある。我が国の古辞書である弘法大師・空海（七七四～八三五）の『篆隸万象名義』三十卷、昌住（九世紀末）の『新撰字鏡』十二卷、源順（九一一～九八三）『和名類聚抄』十卷、二十卷などは、『玉篇』と『切韻』（第三章第三節）を拠り所として編まれたものと説かれる。103

また、契沖は『玉篇』とそれ以後の韻書を区別してゐる。『正濫鈔』に次のやうにある。

又中華は晩宋に至りて。天下を半は金人に奪はれ。終に蒙古のために全く奪はれて。元朝となりぬれば。北狄の音に變じて。わろく成たるにや、韻會字彙等を見るに。玉篇などの音にたがひて。某切。音某とあるに。切と音と叶はぬ事おほし、然は某切といへるより、音の訛たる事あるへし。本朝は昔より和漢の人をめして音の博士を置かせたまひて。伝へ来れる声。呉漢今に替らず。121

したがつて、『広韻』と『玉篇』の切字が類似するといふ前提は不合理ではないといへよう。

2.7 字音仮名遣：韻

韻について契沖は、反切の下字（韻字）によつて区別すべきであると考えてゐる。『正濫鈔』に次のやうに述べてゐる。

仮名にて音をかくに紛るゝは、いゐ等の仮名の法のことし。いう、ゆう、かやうに下にうもしつきたるは、音便おなしやうに聞ゆる故に、迷いやすきに、入声の葉（えふ）、撰（せふ）等のもしさへ、又うと聞ゆれば、いかにかきやらんとも知かたし、是は韻書を見てかへしの文字にて意得へし。せう、しよう、しやう、せふ、是等はよつなから同しく聞ゆるなり。276

韻は表5から明らかなやうに和語では省略されることが多く、また同じやうに聞こえるので、仮名を知るには韻字を知る必要があると契沖は考へてゐるといへよう。

3. 大観

3.1 仮名遣観

大観は『三異辨』の冒頭において、字音の仮名遣観を述べてゐる。即ち、字音の仮名遣には原則はなく、韻書とも対応しない。したがつて、それは慣例である、と。

凡字音ノ仮名ニいゐをおえゑノ三異アリテ古来相傳テ定則アルニ似タリ 然レトモ其究竟ヲ尋ヌル全ク達例アルニ非ス 又コレヲ韻書ニ考ルニ憑据スル所ナシ 然レハ只何ノ故トモ云コトナクテ 以ハい 爲ハゐト云類ニ 古来伝来タル慣例（クセ）ナルヘシクセニハ法ノアルヘキ謂レナシ 237

それゆゑ、大観は喉音の仮名遣の基準を、古来の慣例を習得した人の仮名遣に求めるのである。大観はその例として、親鸞（1173～1262）の主著である『教行信証』の「正信念仏偈（しやうしんねむぶぢげ）」に付された字音仮名遣を挙げてゐる。

正信念仏偈ハ誰某ノ付ラレタルカナナ〔ナル〕ヤ未聞ネト古伝ノ慣例ヲヨク知レル人付

タリト見エテ流俗ノ及所にアラス 242（下線・〔 〕は訂正を示す。以下同様）
 また、このやうな慣例である仮名遣を習得するには、一つの原則で全ての場合を尽くすことは不可能であるから、個別に記憶するのがよいと述べてゐる。

タ、一字、ニヨリ古伝ノカナヲ記憶スヘシ 一ツノ達例ニテ万字ヲ推サンコトカナフヘカラス 245

そして、『三異辨』の著述目的を述べてゐる。それは、大観の仮名遣観と対立する説、即ち字音の仮名遣に原則があり、『韻鏡』にも対応するといふ説を批判することである。

然ルニ世ニ字音ノカナ自然ノ法則アリテ且韻鑑ノ旨ニモ符合スルヤウニ云ヘル説アリ愚始信レ之後ヨリ考驗スルニ皆用ユルニ足ラス 其説甚抵牾スルモノアリ 故ニ今其一ニヲ摘ミ挙テ是ヲ証論ス 237

ただし、批判するのは声の仮名遣に関してであり、韻の仮名遣に関してはない。

3.2 大観による先行研究批判 1：契沖の説

『三異辨』では声の仮名遣について二つの説が批判される。一つは契沖の『要略』の説であり、もう一つは開合による仮名遣の説である。

(1) まづ、大観は『要略』を次のやうに紹介し、その是非を論じてゐる。

和字正濫要略ト号スル書アリ（未經刊行）誰某ノ作ナルコトヲ知ラスト雖トモ 凡仮名ヲ論辨スルコト精確有徴 甚俗流ノ説ニ越タリ 然レトモ其中ニ唯字音ヲ説トコロノミ信拠シカタシ 彼流俗ノ説ニハ和語ノカナ遣ニモ一定ノ達例アルヤウニ云ヘルカ多シ正濫ニハ悉クコレヲ破テカナ遣達例ナク タ、何ノ故トモ知ラネド古来伝来セルヤウニ古キ和書ニ考テ其仮名ニ従フヘシトノ意ヲ云ヘリ 是卓説ナリ 然レトモ字音ニ至テハ自ラ知ルヘキ故モアリ 達用スヘキ定例モアルヤウニ心得タルカト見ユ 是字音モ亦慣例ナルコトヲ忘レタルモノ也 今コ、ニ正濫ニ引挙テ愚カ意ヲアラハス 237

つまり、『要略』の著者が和語の仮名遣に原則はなく慣例であるとしてゐることは卓説である。しかし、字音の仮名遣には原則があると考へてゐることは誤りである。字音の仮名遣も和語の仮名遣と同様に慣例であると考えられるからである、と大観は述べてゐる。『要略』における和語の仮名遣については異論がなく、批判の対象が『要略』の字音仮名遣に限定されてゐることに注意しなければならない。

(2) 大観が『要略』を批判する際、その根拠とするものは『韻鏡』である。大観は『韻鏡』によつて中国語の喉音と日本語の喉音とが異なることを述べてゐる。

日本ノ字音ノカナ唐ノ反切ニ符合スヘキ理ナシ 各別ノコトナリ 如何ト云ニ
 唐ノ反切ハ三十六字母ノ所属ニテ切字ヲ定ム 喉音ニ影曉匣喻ノ四母アリ 各々同
 カラス 日本ノ音ノカナニハ喉音アワヤ三ツノミアリ 是一ツ
 其中ニいえず三假名ハ両属ノカナナリ 是二ツ

サテあわやノ三喉音ニテ唐ノ影曉匣喻四喉音ヲヨムニ似タルモノハ影喻ノミニテ匣
曉二ツハあわやニ係ラス 是三ツ
是三ツニテ唐ノ反切日本ノ字音ノカナト各別ノコトニテ牽強スヘカラサルコトヲ知ヘシ
241

つまり、中国語と日本語とでは喉音の種類とその数が異なるのである。また、大観は『韻鏡』
によつて反切を考へてゐる。

凡字母ト云モノハ何レノ字ニテモアレ 仮令影母ニ属シタニスレハ悉皆同切ナリ 切ト
ハ音ヲ呼ブニ頭ノ呼出シノ声ヲ云ナリ 245

つまり、『韻鏡』において同一の字母の字は同一の音を表す。したがつて、字母は単一の音
を表すと大観は考へてゐる。

(3) 大観は『要略』における喉音三行の仮名を切字によつて区別する説について、次のやう
に批判してゐる。

一通りハ理アルニ似タレト是未韻学ニ通セサル人言所ナリ 如何トナレハ 汪一乙伊烏
於ナトハ影母ノ字ナリ【四十三転トモニ喉音第一行字ヲ云】 羊以兪庚亦余與欲弋餘ナ
トハ喻母ノ字ナリ【四十三転トモニ喉音第四〔行〕字ヲス〔云〕】 王ハ是マタ影母ニ属
ス 為于雲羽禹ハ亦喻母ナリ 然レハわゐうゑおノ字 影母ナルモアリ 喻母ナルモア
リ 又影母ノ内あいうえをアリ 喻母ニやいゆえよアリ 仮令 余ハよノカナナリ 是ヲ
與疽（ヨソ）切ト云ハ、誠ニよノカナニ反ルヘシ 若 禹疽切、為（キ）疽切、ナト云
ハ、於ノカナニ反ランヲハ イカ、ハスルヤ 相通ノ法ニヨリテよト通ハセハ是禹、
切等ハわゐうゑナリト云ヘル甲斐ナシ 且又如何ヤウナルハ直ニ用キ イカヤウナルヲ
相通スルヤ コノ類百千アルヘシ 右一件ニテ慨スヘシ 239

つまり、契沖が挙げてゐる切字を『韻鏡』によつて分類すると表 11 になる。字母は単一の
音を表す筈であるが、日本語の字音では影母も喻母も二つの音を表す。つまり、影母はア行
とワ行の音、喻母はヤ行とワ行の音を表す。これは不合理であり、韻学を知らない人の説で
あると大観は批判する。

表 11：喉音三行と字母

	影母（喉音第一行）	喻母（喉音第四行）
ア行となる上字	汪一乙伊烏於	
ヤ行となる上字		羊以夷兪庚亦余與欲弋餘
ワ行となる上字	王	為于雲禹羽

しかしながら、この批判には不備が二点ある。第一に、『要略』の切字の分類が字母に基づいてみると大観が解釈してゐることである。これは大観が『正濫鈔』および『通妨鈔』を検討できなかつたことによる限界である。上述したやうに、契沖の切字の分類は古書の字音の仮名や『玉篇』の反切などから経験的に整理されたもので、『韻鏡』の図式から一律に導かれたものではない。また、契沖は『韻鏡』を知らなかつたのではなく、大観と同様に、和語には『韻鏡』の「七音」（三十六字母）が適用できないと考へてゐたのである。『通妨鈔』に次のやうにある。

七音は和語には用る事なし、……これに似たる事、和語には更になし、この理を知らずして、韻書の法をもて、強て和語にあつる事、亀の毛、蛇の足にして、名ありて実なきのみにあらず、かへり初心の人を煩らはし迷はすゑせものなり 330

第二に、「王」は『韻鏡』の第三十二転・平声・喻母・第三等に記載されてゐるので、この批判は誤つた事実に基づくものであるといへる。したがつて、「影母ハあ行、喻母ハやわ行」と修正することもできよう。

(4) さらに、大観は『要略』の於の切字について次のやうな矛盾を指摘してゐる。

於切ナトハあいうえをノ字ナリト云ヘリ 始コノ於字モシハ誤字ナランカト疑ヒシニ因幡（イナハ）ノカナノ条下ニ

因ハ音ニツテモインノカナナリ ゐんニハ非 玉篇ニ因ハ於人切、於ル〔ハ〕漢音初ノをナル故ゐんニ非 安於寒切 伊於脂切 一於逸切 是等ニ引合テいんナルコトヲ決スヘシ

ト云ヘリ 是大ナル誤ナリ 因字いんノカナナリトハ古キ慣ナリ 誠ニ云ヘル所ニ違ハス 於人切ニいんニ反ルトハ途轍モナキコトナリ 於ハおノカナナリ 日本ニテおトカクカナノ出来タルモ 即於ノ字ヨリカキクツセルナリ 然ルニ於ヲをニ用テ前後一例相違セルナラハ新僻ノ説ナレトモ モシハ一説ナルヘキカ 一部ノ内ヲ考驗スルニ凡於ノ字ミナおニ用タリ 240

要するに、於は「お」の字源であるから、於はワ行の切字であり、ア行の切字ではない。契沖は一方で『玉篇』の反切に適するやうに於をア行であるとし、他方で於を「お」の仮名としてゐるが、それは矛盾である、と大観は批判してゐる。そして、大観は契沖の和語の仮名遣観と同様の考へを述べ、反切ではなく古来の仮名遣に基づくべきであると主張してゐる。

按ニ因字流〔俗〕ニハゐんトカク 玉篇反切ニハ符フニ似タレトモ古伝ノ慣例ニソムケリ 誤ナルヘシ いんニモゐんニモ何ノ差別ハアルマシケレトモタ、何故トモ知ラス 古来因ハいんトカナスルユヘ今モソレニ倣ヘキコトト云マテ也 於切ニテハゐんナレトソレニ関係セヌコト也 242

しかしながら、この批判には不備がある。大観は「於ハ漢音 初ノをナル故」を引用しながら、それを無視してゐるからである。上述したやうに、於は漢音がア行であり、呉音がワ行であると契沖は説明してゐる。また、契沖も反切と古来の仮名遣が一致しない場合は、例

へば「院ゐん 王眷切、ゑん、二四相通歟、呉音歟」(689 頁)のやうに古来の仮名遣を尊重してゐる。したがつて、大観と同じ考へであり、批判は成立しない。

3.3 大観による先行研究批判 2：開合説

字音を『韻鏡』の開転と合転とによつて、それぞれ開口音と合口音とに分類すると、その仮名は喉音三行と対応するといふ説を次のやうに紹介してゐる。

愚 嘗シ 或人ニ聞ケリ 凡字ノ音開口ナルハいえをナリ 合口ナルハゐゑおナリト
コノ説 甚簡明ニシテ且有理ニ似タリ 愚 亦始甚コレヲ信シテ珍秘ト以為ヘリ 然レ
トモコノ説モ屈スル所多シ 究竟用ユルニ足ラス 246

そして、大観は二つの点において批判する。第一に、喉音三行にそれぞれ開口音と合口音とがあるので、開口音と合口音とによつては喉音三行を区別することはできないと批判する。

一キチ応オウ憶オク恩オン炎エンなどは開口ナレトモわノ行ノカナ也 袁ヲ烏ヲ遥エウナトハ合
口ナレトモあやノ行ノカナ也 開合ノ説モ合セス 其非一也 246

要するに、表 12 になる。

表 12：喉音三行と開合

	開口の字音	合口の字音
ア行 ヤ行	いえを	袁ヲ烏ヲ遥エウ
ワ行	一キチ応オウ憶オク恩オン炎エン	ゐゑお

第二に、『韻鏡』では開転と合転の他に、開合転といふ分類があり、それが開口音であるのか合口音であるのか区別ができない、と批判する。

開合ト云ヘル転アリ コノ転内ノ字ハ開ノ例ニ從ハンヤ 合ノ例ニ從ハンヤ 是開合ノ
説ノ行ハレサル所アリ 其非二也 246

3.4 字音仮名遣：韻

大観は声の仮名遣には原則がないが、韻の仮名遣には原則があり、韻書に基づくと説明してゐる。

韻鏡等ニ開合ト云ヘルハ流俗ノ所謂開合ニアラス 謠師流俗ノ所謂開合ハ改テ広呼狭呼
ト云ヘキカ 字ノヒク音ヲ呼トキニ口ノ広狭ノ異アリ タ、引ク音ニノミ云コトナリ
仮令 瀟湘ト云トキニハ 上ハ狭呼ニテセウナリ 下ハ広呼ニシテシヤウ也 又広呼ノ
中ニ。ヤウノ引キト。ヨウノ引キトニ異アリ コレラ韻ニカ、ルコトユヘ一定ノ達例ア
リ 上ノあわやノ如ニアラス 247

凡四十三転ノ内 引ク韻十七アリ

東 冬 鍾 江 豪 爻 宵 蕭

唐 湯 庚 耕 候 尤 幽 登

蒸

コノ内 東トウ冬トウ江カウ爻カウ唐タウ庚カウ耕カウ候コウ尤ユウ幽ユウ登トウハヒクカナニ混
ル、事ナシ 鍾陽蒸ノ三ト宵蕭ノ二ト混シヤスシ 宵蕭ノ二韻ハ狭呼ナリ 共ニセウノ
カナ也 上三ツハ広呼ナリ 内鍾蒸ハ。ヨウノ引キ 陽ノミヤウノ引キ也
朝テウ（蕭〔宵〕） 長チヤウ（陽） 徴チヤウ〔チヨウ〕（蒸） カクノ如ク分ル、ナリ
コノ引キカナハあわやヨリハ大事ナリ 常ニ韻ヲ辨テ誤ルヘカラス 248

要するに、表 13 になる。

表 13：韻の仮名遣

韻	韻目	仮名遣
混同のないもの (1)	東冬候登	—o ウ
混同のないもの (2)	江爻唐庚耕	—a ウ
混同のないもの (3)	尤幽	—u ウ
狭呼	宵蕭	—e ウ
広呼 (1)	陽	—ヤウ
広呼 (2)	鍾蒸	—ヨウ

このやうに韻の仮名遣を反切の韻字によつて決定するといふ方法は契沖と同様であるが、大観は『韻鏡』に基づいて具体的に韻字を分類してゐる点異なる。

4. をはりに

以上、契沖とその批判者である大観の説を検討した。その要点をまとめると表 14 になる。

表 14：契沖と大観の仮名遣論

	契沖	大観
先行研究批判	①明魏 ②橘成員 ③行阿	①契沖 ②開合説
学問的立場	悉曇学	韻学
和語の仮名遣	古書に基づく	古書に基づく
字音の仮名遣 ①喉音三行 ②韻	①古書と韻書に基づく ②韻書に基づく	①古書および「正信念仏偈」に基づく ②韻書に基づく

今後、大観の批判者である文雄の説を検討し、そのうへで宣長が先行研究をどのように批判してゐるかを検討するが、それについては稿を改めて論じることとする。

引用文献・参考文献

- 井野口孝〔編〕（1983）橘成員『倭字古今通例全書』勉誠社
- 大野 晋〔編〕（1970）『本居宣長全集 第五卷』筑摩書房
- 釘貫亨〔影印〕（2007）大観「喉音仮名三異辨」『近世仮名遣い論の研究』名古屋大学出版会
- 久松潜一〔校訂〕（1973）『契沖全集 第十卷』岩波書店
- 福井久蔵〔編輯〕（1939）『国語学大系 第六卷』国書刊行会
- ◇
- 大島正二（1997）『中国言語学史』汲古書院
- 金子大栄〔校訂〕（1957）親鸞『教行信証』岩波文庫
- 高楠順次郎〔編〕（1932）浄厳「悉曇三密鈔」『大正新脩大藏經 第 84 卷』大正新脩大藏經刊行会
- 築島裕（1986）『歴史的仮名遣い』中公新書
- 辻直四郎（1974）『サンスクリット文法』岩波全書
- 藤堂明保（1980）『中国語音韻論』光生館（底本 1957）
- 藤堂明保・小林博（1971）『音注 韻鏡校本』木耳社
- 長谷川千秋（2011）「契沖における仮名遣論の展開 —『万葉代匠記』から『和字正濫鈔』へ—」『山梨大学教育人間科学部紀要』第十三巻
- 余廼永（1975）『互註校正宋本廣韻』聯貫出版社

（2015 年 10 月 19 日 受理）